

天野和夫賞

『天野和夫賞』

第2回受賞者および選考理由

1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者として著名な立命館大学元総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果ないし優れた成績を得たと認められる大学院学生および修了生、ならびに法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 本賞の区分

(1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者

「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」

(2) 規程第3条1項2号の該当者

「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」

(3) 規程第3条2項の該当者

「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第2回天野和夫賞選考の経過

2004年度については、規程第6条に基づき、赤澤史朗・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、大平祐一・本学法学部教授（法史学専攻）、日下部吉信・本学文学部教授（大学院部長）、田中成明・京都大学大学院法学研究科教授（法哲学専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）、

宮井雅明・本学法学部教授（法学研究科主事）、渡辺千原・本学法学部助教授（法社会学専攻）を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、本年6月8日、7月20日、9月29日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

4. 第2回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

野澤 充氏

最終学歴：2004年3月 立命館大学大学院法学研究科公法専攻博士課程
後期課程修了

専攻分野：刑法

学位：博士（法学） 立命館大学

博士論文：「中止犯論の歴史的展開 日独の比較法的考察」
（『立命館法学』誌上に5回にわたり連載）

【選考理由】

この論文は、我国刑法学において、その存在由来、体系上の位置づけ、具体的な解釈論をめぐる議論が混迷しているといわれる中止犯論を取り上げるものである。

野澤氏は、一方では、我国における議論の混迷の原因を我国刑法典の立法過程の綿密な分析によって解き明かし、他方では、我国の解釈論に多大な影響を及ぼしたドイツの中止犯規定及び中止犯理論の歴史的変遷を詳細に追跡することによって我国における議論の特徴を際立たせようとする。いわば、歴史的視点を縦軸とし、日独の比較法的視点を横軸としながら、問題の本質に迫ろうとする。このようにして得られた解釈論上の知見には、我国刑法学における従来の議論に反省を迫るものが少なくない。また、野澤氏によるドイツ中止犯規定の歴史研究は、従来あまり取り上げられなかった領邦国家の刑法典にまで及んでおり、法制史研究の観点からも高く評価する声があった。

近年の若手研究者による比較法研究が制度の皮相的な比較にとどまる場合が多いことに鑑みると、野澤氏の研究手法の堅実さと、これを一貫させて大部の論文に結実させる構想力とは群を抜いている。以上の点から、天野賞選考委員会は、野澤氏の業績は規程第3条1項1号に該当し、天野賞に相応しいと判断した。

(2) 規程第3条1項2号該当者

福本 忍氏

最終学歴：2004年3月 立命館大学大学院法学研究科民法法専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：民法

学位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「フランス法における法定解除の法的基礎」

【福本 忍氏の受賞理由】

この論文において福本氏は、我国の契約解除要件論再検討の準備作業として、フランス民法典1184条の系譜を考察している。福本氏は、学説や立法資料の丹念な分析により、フランス民法典1184条が、その解除条件構成にもかわらず、カノン法の系譜を引き継ぎ、双務契約の牽連性に法的基礎を求める見解の影響下にあったことを解明し、19世紀以降の学説による同条の立法形式の克服過程を跡付けている。この論文は、外国法制史研究として優れるのみでなく、契約解除の基礎理論の再検討にまで発展する可能性を示しており、何よりもこの点で他に抜きんでていた。学術論文としての完成度は必ずしも高いとはいえないが、それを補って余りある研究成果である。今後、質の高い博士学位論文に結実することが期待される。以上の点から、天野賞選考委員会は、福本氏は規程第3条1項2号に該当し、天野賞に相応しいと判断した。

片岡雅世氏

最終学歴：2004年3月 立命館大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：国際私法

学位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「不当利得における基本関係準拠法主義の現代的意義 ドイツ国際不当利得法を中心に」

【片岡雅世氏の受賞理由】

この論文において片岡氏は、今後の国際不当利得法体系化の鍵を握るものとして基本関係準拠法主義に着目しつつ、そこでいう「基本関係」の内容について議論が詰められていない我国の現状に鑑み、この点で議論の蓄積が豊富なドイツ法における議論を分析することにより、基本関係準拠法主義を具体的に展開するための示唆を得ようとする。この論文は、ドイツ法の議論に対する理解の正確さ、堅実な比較法研究の手法、文章の構成に優れ、学術論文としての完成度において他に抜きんでていた。今後、ヨーロッパにおける法統一の動向や英米国際私法との比較を加えることで、質の高い博士学位論文に結実することが期待される。以上の点から、天野賞選考委員会は、片岡氏は規程第3条1項2号に該当し、天野賞に相応しいと判断した。

川阪宏子氏

最終学歴：2004年3月 立命館大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：民法

学位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「『相続させる』旨の遺言についての一考察 判例分析による遺言の実態と『相続させる』旨の遺言の妥当性」(『立命館法政論集』第2号(2004年)所収)

【川阪宏子氏の選考理由】

この論文は、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言を物権的效果の伴う遺産分割方法の指定と捉える最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決をめぐる、その後の学説と判例の展開を批判的に検討するものである。学説整理の明快さもさることながら、判決例を素材として、遺言作成の背景にまで立ち入った詳細な実態分析を行う点が、本論文のユニークで優れた点である。社会人学生・院生として自らの人生のテーマに一途に取り組んできた川阪氏の真摯な研究態度が、この論文に結実したといって過言ではない。

川阪氏の業績は、生涯学習の場として大学院を活かそうと考えるすべての人にとって大きな励みとなるのみでなく、高度専門職業人を目指して入学してくる若い院生にとっても模範となるものである。以上の点から、天野賞選考委員会は、川阪氏は規程第3条1項2号に該当し、天野賞に相応しいと判断した。

(3) 規程第3条2項該当者

前記選考委員会において3名の資格該当者の報告を受けたが、いずれも規程第3条2項に該当するとの判断には至らず、今年度については受賞者なしとすることと決定した。

5. 『天野和夫賞』授賞式

2004年10月28日、本賞の受賞者4名の出席のもと、吉村良一・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第2回授賞式』が開催され、長田豊臣・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、赤澤史朗・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授賞式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。